主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人樋渡道一の上告理由第一点について。

論旨は判例違反をいうけれども、原判決は、原審並びにその引用する第一審判決 挙示の各証拠を綜合考かくして、被上告人が上告人の求婚に対し、真実夫婦として 共同生活を営む意思でこれに応じて婚姻を約した上、長期間にわたり肉体関係を継 続したものであり、当事者双方の婚姻の意思は明確であつて、単なる野合私通の関 係でないことを認定しているのであつて、その認定は首肯し得ないことはない。右 認定のもとにおいては、たとえ、その間、当事者がその関係を両親兄弟に打ち明け ず、世上の習慣に従つて結納を取かわし或は同棲しなかつたとしても、婚姻予約の 成立を認めた原判決の判断は肯認しうるところであり、所論引用の判例に牴触する ことはなく、所論は結局、原審の専権に属する事実認定を非難するに帰するから採 用し難い。

同第二点について。

論旨は原判決に理由不備、判断遺脱の違法があるというけれども、原判決は、所 論第一点について説示したように、上告人、被上告人間には婚姻予約が成立したこ とを認定しているのであるから、不当にその予約を破棄した者に慰藉料の支払義務 のあることは当然であつて、被上告人の社会的名誉を害し、物質的損害を与えなか つたからといつて、その責任を免れうるものではない。又被上告人が第三者と情を 通じ、被上告人みずから上告人との関係を破たんせしめたとの主張は、原判決の認 定しない事実を前提として原判決を非難するものであるから、原判決には所論のよ うな理由不備、判断遺脱の違法はなく、論旨は採用しえない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	朔	郎